

令和5年度

第10回豊後高田市農業委員会総会議事録

日 時 令和6年1月5日(金)午前10時00分

場 所 豊後高田市役所高田庁舎

本館2階コスモスホール

出席委員

出席委員 12名 欠席委員 1名

議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
1	河野 利治	○	6	財前 仁一	○	11	市成 信正	○
2	中野 正年	×	7	酒井 幸二	○	12	宗 一則	○
3	友延都茂子	○	8	和泉 陣	○	13	野田 富好	○
4	内田 勝夫	○	9	神田三重子	○			
5	佐々木弘幸	○	10	川野元憲司	○			

農地利用最適化推進委員 14名

永野次郎委員 筒井正之委員 芹川豊彦委員 仲井光吉委員 渡邊善信委員
 河野邦彦委員 岩坂信也委員 尾上慎一委員 内田勇一郎委員 田中健市委員
 羽矢勝幸委員 早田彰臣委員 末廣潤一委員 板井伸博委員

事務局職員 5名

事務局長 塩崎康弘 総括主幹 伊藤康輔 主幹 近藤秀英
 真玉分室長 植田克己 香々地分室長 船木靖幸

会議に付した事件

- 議案第64号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について（農委処分）
- 議案第65号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- 議案第66号 農地所有適格法人に関する要件適格届出書について
- 議案第67号 農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）
- 議案第68号 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）
- 議案第69号 農用地利用集積等促進計画に係る農用地貸付（案）について・・・別紙
- 議案第70号 非農地証明願について

報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による合意解約について
- (2) 農業用施設の届出について

その他の事項

開会 午前10時00分

局 長

皆さん、おはようございます。また、新年あけましておめでとうございます。本年もよろしくお願いいたします。

それでは、令和5年度第10回の総会に入ります前に、資格確認についてご報告いたします。

農業委員総数13名中、本日の出席委員12名、欠席委員1名で、過半数を超えております。

従いまして、農業委員会会議規則第6条の定めにより、本総会が成立していることをご報告いたします。

なお、会議の議長は、会議規則第4条の規定により、会長が務めることになっておりますので、ご了承願います。それでは、会長よろしくお願いいたします。

議 長

皆様、新年明けましておめでとうございます。

今年は、元旦、二日と天候に恵まれ、初詣に出かけられた方も多いと思います。

私も今年は、日頃になくお賽銭を奮発しまして、家内安全はもとより、豊後高田市農業委員会の益々の発展を、お願いしてきたところです。しかし、元旦の夕方には能登半島で震度7を記録する大地震があり、2日の夕方には羽田空港で日本航空の飛行機と海保機の接触事故がありました。

テレビで、倒壊した家屋や、燃え上がる飛行機の映像を見ておると、私たちの平穏な日々も、災害や事故と隣り合わせにあるんだな、という事を改めて思い知らされた、1年のスタートとなったのではないかと思います。

さて、豊後高田市の農業を取り巻く情勢も一段と厳しさを増しております。

農業者の高齢化、それに伴う離農者の増加は待ったなしであります。ちなみに、私の払田地区でも、去年二人の農業者が、高齢を理由にリタイアしました。幸いに、地区の担い手にマッチング出来たので、ひと安心しているようなところです。

こういう状況を受けて、今年は皆さんと心機一転して、農業委員会業務の必須業務である農地等の利用の最適化の推進に、委員一丸となって取り組んで務めてまいりたいと思いますので、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりますが、今年は辰年です。登竜門ということわざにあるようにですね、鯉が竜になるように、皆さんの日頃培ってもらった力を十分に発揮していただき、大いなる飛躍の年となることをご祈念申し上げ、新年のあいさつとします。

今年もどうかよろしくお願いいたします。

それでは、座って進行させていただきます。

ただいまから、令和5年度第10回豊後高田市農業委員会総会を開会します。

開会にあたりまして、会議規則第13条第2項の規定に基づき、議事録署名委員を選任したいと思います。

慣例により議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

議 長

(異議なしの声)

異議なしであります。

よって議事録署名委員に、12 番：宗一則委員及び 13 番：野田富好委員にお願いします。

なお、議事整理のため、意見のある方は挙手をし、議長が指名した人のみ、発言を行ってください。皆さんのご協力をお願いします。

それでは議事にはいります。

議案第 64 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について審議を行います。

それでは、事務局から提案します。

事務局

議案第 64 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について、次のとおり、許可申請がありましたので意見を求めます。それでは、1 ページからです。

申請番号 71 番、所在が■■■■字■■■■番外■■筆、地目は田、合計面積が 94 m²、渡人が■■■■の■■■■さん、受人が■■■■の■■■■さんです。申請事由は、渡人が経営廃止、受人が新規就農で売買するものです。

申請番号 72 番、所在が■■■■字■■■■番外■■筆、地目は田、合計面積が 880 m²、渡人が■■■■の■■■■さん、受人が■■■■の■■■■さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものです。

申請番号 73 番、所在が■■■■字■■■■番、地目は畑、面積が 1,359 m²、渡人が■■■■の■■■■さん、受人が■■■■の■■■■さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で贈与するものです。

申請番号 74 番、所在が■■■■字■■■■番外■■筆、地目は田及び畑、合計面積が 7,236 m²、渡人が■■■■の■■■■さん、受人が■■■■の■■■■さんです。申請事由は、渡人が経営廃止で、受人が経営規模の拡大で売買するものです。

申請番号 75 番、所在が■■■■字■■■■番外■■筆、地目は田及び畑、合計面積が 2,145 m²、渡人が■■■■の■■■■さん、受人が■■■■の■■■■さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小で、受人が新規就農で売買するものです。

申請番号 76 番、所在が■■■■字■■■■番■■■■、地目は田、面積が 138 m²、渡人が■■■■の■■■■さん、受人が■■■■の■■■■さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が新規就農で売買するものです。

申請番号 77 番、所在が■■■■字■■■■番外■■筆、地目は田及び畑、合計面積が 2,568 m²、渡人が■■■■の■■■■さん、受人が■■■■の■■■■さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小で、受人が新規就農で売買する

	ものです。 申請番号 78 番、所在が■■■字■■■番■■■外■■■筆、地目は田、合計面積が 1,181.64 m²、渡人が■■■の■■■、受人が■■■の■■■さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小で、受人が経営規模の拡大で売買するものです。 以上、申請事案は農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えられます。 ご審議の程よろしくお願いします。
議 長	事務局の調査によれば、取得要件に問題はないとのことですが、ご意見、ご質問のある方はございませんか。 (ありませんの声)
議 長	ないようですので、これを許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしであります。よって、本案は原案のとおり、認めることに決しました。 次に、議案第 65 号、農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請についての審議を行います。それでは、事務局から提案します。
事務局	議案第 65 号、農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について、次のとおり、申請があったので意見を求めます。議案書の 4 ページ目と配布資料を合わせてご覧ください。 申請番号 24 番、申請地は、■■■字■■■番、地目は畑、面積が 505 m²の農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、都市計画法に規定する用途指定が第 1 種中高層住居専用地域の第 3 種農地です。 転用目的は一般住宅用地です。 市役所■■■庁舎の北北東約 ■■■m の場所に位置し、北と西を■■■、南を■■■、東を■■■に接しています。 利用計画についてですが、譲受人は中津市に住む公務員夫婦で、申請地に建築面積 111.79 m²の木造平屋建て個人住宅を建築する計画です。 埋め土は行わず整地する計画です。そのため土砂の流出の恐れはなく、周囲の営農に問題はないものと考えられます。 排水については、市の公共下水に接続し、雨水排水については、市道側溝に接続する計画です。 申請者は、現在、農地法違反により、文書指導等を受けている事例はなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。 行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。

	転用に要する費用は、工事費として [] 円を見込んでおり、全額借入金で賄うということで、費用を超える金融機関の発行した融資審査結果連絡票の写しが添付されており審査結果が融資承認となっています。 工事期間は、許可後から令和6年8月31日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断できます。 転用後、土地の所有権持ち分は、申請者それぞれ2分の1です。 許可基準は、農地法の運用についての第2の1の(1)のエの(イ)、第3種農地の転用は許可をすることができるに該当します。 以上、ご審議をお願いします。
議 長	事務局による現地調査及び転用基準との比較検討の結果、申請内容に問題はないとのことですが、ここで、地元の農地利用最適化推進委員及び農業委員の意見をいただきたいと思います。 申請番号24番につきまして、筒井正之推進委員から意見ををお願いします。
筒井正之 推進委員	それでは、24番についてご報告します。 昨年12月22日に、農業委員会そして河野委員それと私で、現地の確認をしました結果、まわりは [] 団地の中にあり、団地化をされており、この該当する土地については、取り残された土地という事で、許可については問題ないと思います。 排水についても、先ほど事務局が説明したとおり、問題ないかと思われますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。
議 長	ありがとうございました。 地元委員の意見では問題ないとのことですが、これに、ご意見、ご質問のある方はございませんか。 (ありませんの声)
議 長	ないようですので、これを許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしであります。よって、本案は原案のとおり、許可することに決しました。 次に、議案第66号、農地所有適格法人に関する要件適格届出書についての審議を行います。それでは、事務局から提案します。
事務局	議案第66号、農地所有適格法人に関する要件適格届出書について、次のとおり、届出があったので意見を求めます。議案書の6ページ目と配布資料を合わせてご覧ください。 届出番号1番、届出のあった法人は、 [] 番地の [] で

	代表取締役が■■■■さんです。 ■■■■は、■■■と■■■の■■■で白ねぎの生産をしている農家で、市の認定農業者であります。 法人形態は■■■会社、売上高のすべてが農業となっています。構成員は代表取締役の■■■■さんと取締役で奥さんの■■■さんで、それぞれ農業従事日数 250 日です。 資本金は■■■■円で、発行株式■■■株のうち■■■さん■■■口、■■■さんが■■■口を出資しています。 以上、■■■■は、農地所有適格法人要件の法人形態要件、事業要件、構成員要件、役員要件の全てを満たしています。 以上、ご審議をお願いします。
議 長	事務局の調査によれば、農地所有適格法人の要件はすべて満たしているとのことですが、ご意見、ご質問のある方はございませんか。 (ありませんの声)
議 長	ないようです、これを許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしであります。よって、本案は原案のとおり、認めることに決しました。 次に、議案第 67 号、農用地利用集積計画による所有権移転についての審議を行います。 それでは、事務局から提案します。
事務局	議案第 67 号、農用地利用集積計画の決定について、議案書の 7 ページになります。農用地利用集積計画についての権利種別は所有権移転になります。 申請番号 14 番、所在が■■■■番外■■■筆、地目が畑及び田、合計面積が 7,754 m²、渡人が大分県農業農村振興公社、受人が■■■■です。 大分県農業農村振興公社が、農地等売買支援事業により購入した農地を、地域の担い手へ売却するものです。 以上、ご審議をお願いします。
議 長	ただ今の提案につきまして、ご意見、ご質問のある方はございませんか。 (ありませんの声)
議 長	ないようですので、これを許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)

議 長 事務局	異議なしであります。よって、本案は原案のとおり、認めることに決しました。 次に、原案第 68 号、農用地利用集積計画に係る貸借権設定についての審議を行います。 それでは、事務局から提案します。 議案第 68 号、農用地利用集積計画の決定についてです。権利種別が貸借権設定の案件で、農地中間管理機構を介した農地中間管理事業も含まれています。農用地利用集積計画を策定するために、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項に基づき審議を求めます。 それでは、集積表が 40 ページにありますのでご覧ください。 表の下から 2 行目の小計で、利用権設定等の田の面積が 239,857 m²、畑の面積が 124,675 m²で、利用権を設定する農家数 91 件、利用権の設定等を受ける農家数 42 件で、利用権等の種類別面積のうち、賃貸借に係る面積 346,279 m²、使用貸借に係る面積 18,253 m²です 詳細につきましては、議案書 8 ページから記載していますのでご確認ください。 以上、提案します。
議 長	ただ今の提案につきまして、ご意見、ご質問のある方はございませんか。 (ありませんの声)
議 長	ないようですので、これを許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長 事務局	異議なしであります。よって、本案は原案のとおり、認めることに決しました。 次に、議案第 69 号、農用地利用集積等促進計画に係る農用地貸付についての審議を行います。事務局から提案します。 議案第 69 号、農用地利用集積等促進計画に係る農用地貸付について、41 ページ目の農用地利用集積等促進計画に係る農用地貸付について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定に基づき、農地中間管理事業における農用地貸付に係る農用地利用集積等促進計画を定めたいので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき意見を求めます。 お手元に配布してあります別紙、貸付調書についてあわせてご覧ください。 議案書の 37 ページからの権利設定を受けての配分計画の内訳を記載しているものです。

	別紙の農用地貸付調書をご覧ください。 1 ページで、借受者、[] に 8 件の合計面積が 16,785 m²の貸し付けが示されています。 2 ページで、借受者、[] に 3 件の合計面積が 5,544 m²の貸し付けが示されています。 3 ページで、借受者、[] に 1 件の面積が 1,950 m²の貸し付けが示されています。 4 ページで、借受者、[] さんに 1 件の面積が 225 m²の貸し付けが示されています。 以上、提案します。
議 長	ただ今の提案について、ご意見、ご質問のある方はございませんか。 (ありませんの声)
議 長	ないようですので、これを認めることにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしであります。よって、本案は原案のとおり、認めることに決しました。 次に、議案第 70 号、非農地証明願についての審議を行います。 事務局から提案します。
事務局	議案第 70 号、非農地証明願についてです。議案書 42 ページからをご覧ください。 申請番号 26 番、所在が[] 字 [] 番 外 [] 筆、地目が畑、合計面積 2,172 m²、申請人は、[] の [] さんです。 申請の内容は、昭和 59 年ごろから遠方に居住していたため、耕作できずに山林化してしまったとのことで、現地確認したところ、申請どおり山林化しており非農地として認められると考えられます。 申請番号 27 番、所在が[] 字 [] 番 []、地目が田、面積が 54 m²、申請人は、[] の [] さんです。 申請の内容は、平成 3 年 6 月頃から隣接宅地の進入路用地として使用されているということです。 現地確認したところ、申請どおり進入路用地となっており非農地として認められると考えます。 申請番号 28 番、所在が[] 字 [] 番 [] 外 [] 筆、地目が畑、合計面積が 6,298 m²、申請人は、[] の [] さんです。 申請の内容は、昭和 63 年に相続により取得したが、その当時から耕作されておらず山林化しているということです。 現地確認したところ、申請どおり山林となっており非農地として認められ

	ると考えます。 申請番号 29 番、所在が■■■字■■■番■■■外■■■筆、地目が畑及び田、合計面積が 1,694 m²、申請人は、■■■の■■■さんです。 申請の内容は、昭和 60 年頃、肉用牛肥育施設整備として、牛舎や堆肥舎、倉庫を建て現在に至っているということです。 現地確認したところ、申請どおり牛舎等が建っており非農地として認められると考えます。 申請番号 30 番、所在が■■■字■■■番■■■外■■■筆、地目が畑、合計面積が 5,358 m²、申請人は、■■■の■■■さんです。 申請の内容は、相続により取得したが、相続前の昭和 55 年頃から耕作できずに山林化してしまったということです。 現地確認したところ、申請どおり山林となっており非農地として認められると考えます。 以上審議のほどお願いします。
議 長	事務局の調査によれば、申請内容に問題はないとのことですが、ここで、地元の農地利用最適化推進委員及び農業委員の意見をいただきたいと思います。 最初に、申請番号 26 番につきまして、板井伸博推進委員から意見ををお願いします。
板井伸博 推進委員	申請番号 26 番につきましては、さる 12 月 21 日に事務局と現地確認を致しました。 説明どおり、すでに山林化しており、非農地という事で妥当だと思われま
議 長	ありがとうございます。 次に、申請番号 27 番につきまして、現地確認をしていただきました筒井正之推進委員から意見ををお願いします。
筒井正之 推進委員	それでは、27 番の説明をいたします。 12 月 22 日に現地を事務局と河野農業委員そして私で現地を確認しました。結果、先程言いましたように、説明しましたように、いま現在、該当する土地については、進入路の中に含まれて利用されているという事で、特に問題はないかと思われま
議 長	ありがとうございます。 次に、申請番号 28 番につきまして、現地確認をしていただきました、11 番：市成委員から意見ををお願いします。
11 番： 市成委員	先月の 21 日に、事務局と私と秋成推進委員と現地確認に行ったところ、ここは昔みかんを作っておりました所でございますが、もう、みかんはやめ

	て、ずっと耕作してないで、山林化している所で、別に問題はないと思います。 よろしくお願いします。
議 長	ありがとうございました。 次に、申請番号 29 番につきまして、河野邦彦推進委員から意見をお願いします。
河野邦彦 推進委員	29 番について説明させていただきます。 29 番については、ここにありますように、以前から肥育農家をやっておりまして、現在は肥育をやめておりますけども、牛舎やら堆肥舎、倉庫を建てて現在にいたっている状況です。 農業施設として利用されていたので、問題はないかと思います。以上です。
議 長	同じく、現地確認をしていただきました、13 番：野田委員からも意見があればお願いします。
13 番： 野田委員	いま、河野推進委員が言われたとおり、また、事務局が説明したとおりの内容でございます。 人材的にも非常に真面目な方だったんですが、農業のリタイアというのを考えられたように感じますので、ご審議方よろしくお願いします。
議 長	ありがとうございます。 次に、申請番号 30 につきまして、羽矢勝幸推進委員からも意見をお願いします。
羽矢勝幸 推進委員	30 番について、さる 12 月 21 日に現地を確認した結果、問題ないと思われます。よろしくお願いします。
議 長	同じく、現地確認をしていただきました、9 番：神田委員からも意見があればお願いします。
9 番： 神田委員	12 月 21 日に羽矢推進委員と事務局とで現地確認をいたしました。 もう山林化してしまっ、なんら問題はないかと思いますのでどうぞご審議方よろしくお願い致します。
議 長	ありがとうございました。 地元委員の意見では問題ないとのことですが、これに、ご意見、ご質問のある方はございませんか。 (ありませんの声)

議 長	ないようですので、これを許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしであります。よって、本案は原案のとおり、認めることに決しました。 続きまして、報告事項にはいります。 報告事項 1、農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約について、事務局から報告します。
事務局	報告事項 1、農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約について、2 件の報告がありました。45 ページになります。 合意解約の 20 番は、借り人が数年間耕作してみたが、日照や水の条件が悪くて栽培できなかったため、21 番については耕作者の転出による離農のため、あとの耕作者は決まっています。 以上報告します。
議 長	この件について、ご質問等はございませんか。 (ありませんの声)
議 長	ないようですので、次に報告事項 2、農業用施設の届出について、事務局から報告します。
事務局	報告事項 2、農業用施設の届出について、次のとおり、届出がありましたので報告します。46 ページになります。 施設番号 3、届出者は■■■■の■■■■さんで、■■■■字■■■■番■■■■の畑の一部 199 m²に施設面積 32.832 m²の農業用倉庫を建築したいとのことです。 以上報告します。
議 長	この件について、ご質問等はございませんか。 (ありませんの声)
議 長	ないようですので、以上で、本総会の議事がすべて終了しました。 これをもちまして、令和 5 年度豊後高田市農業委員会第 10 回総会を閉会します。お疲れさまでした。 その他、事務局より事務連絡等があればお願いします。

その他の事項 (別紙配布)

農地等利用最適化活動の推進並びに月別活動報告書等の提出について

農業者年金加入促進について

非農地判断について

次回 (令和5年度: 第11回) 総会について

午前 10 時 40 分

令和6年1月5日